

令和6年度佐渡市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

佐渡地域においては、生物多様性農業を推進する「朱鷺と暮らす郷認証米」を中心とした水稻を核として、おけさ柿・ル レクチェ・りんご等の果樹、いちご・アスパラガス等の園芸作物、そば・大豆等多種多様な作物が生産されている。

また、佐渡市は国内で唯一、野生下で国際保護鳥のトキの自然繁殖が成功しており、その生息数は令和4年10月現在で550羽を超え、国が示すトキ野生復帰ロードマップの目標も2年前倒しで平成30年6月には達成された。これは、トキの主な餌場となる生物多様性豊かな水田を維持してきたことが最大の要因である。

しかしながら、その水田環境を支える農業従事者の高齢化による担い手不足が深刻化し、青年就農者や後継者の確保や集落営農組織（法人化）の育成が課題となっている。このため、人・農地プランを活用しながら、担い手の確保や農業生産法人等への農地集積を推進しているが、佐渡市の高齢化率は41.6%となり、販売農家数も平成27年の4,313戸から令和2年には3,404戸（※農林業センサスより）と約900戸減少しており、その77.4%が60歳以上の高齢者となっている。

更には、近年は地球温暖化をはじめとした気候変動が深刻化し、干ばつをはじめ、相次ぐ台風の接近、通過などで、大きな農業被害が発生しており、このことから農業従事者の生産意欲の低下につながり、持続的に農地を維持していくことが困難な状況となっている。

特に中山間地域においては、10～20年後には耕作を放棄する農地が大半を占めることになると考えられ、食糧の供給機能のみならず、生物多様性豊かな環境、景観、涵養機能、農耕文化など多様な機能も失う恐れがある。

このことから、持続的に水田の多面的機能を維持していくことが最も重要であり、需要に応じた主食用米の栽培を中心として、需要のある米粉用米、WC S用稲の作付拡大の推進、佐渡市が重点品目と位置付ける園芸作物の振興と水稻との複合経営による農家所得の向上などに重点的に支援し推進することが求められている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

野菜については、作付面積が一定程度確保されているにもかかわらず出荷・販売に結びつく取組が少ないことから、地産地消による自給率の向上を中心として、販路を確実に結びつけることで、園芸品目の作付拡大を目指している。米の作付だけではなく、野菜等園芸作物との複合経営を推進し農家所得の向上を図る。また、需要に応じた振興品目を特定して作付けを推進するとともに露地栽培から安定生産につながる施設園芸への転換を推進する。

種苗類については、農家の所得向上を図るため、産地交付金を活用して、生産の拡大も推進する。

果樹については、栽培技術の高位平準化を進め、安定生産と高品質化に取り組み、特産果実としての生産・販売を組織的に推進する。また、複合営農化により農家の所得確保と担い手の育成を図るため、柿、ル レクチェに加え、りんご、おうとう、うめなど高収益が見込まれる品目を追加することで生産規模の拡大と品質の向上を図る体制を構築し、ブランド化を推進する。

花きについては、岩ユリや盆花等需要に応じた取組を推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

高品質果実の生産を基本として、熱心な生産者が多く高い技術を有しているため、品質レベルの高い果実が生産されている。しかし、担い手の高齢化による労働力の減少やほ場条件等により、耕作放棄される園地が増加しており、佐渡ブランドとして定着している「おけさ柿」の栽培面積は減少している。一方で、西洋なしの栽培面積は増加しており、ほ場条件の良い土地が選定され水田を活用している例も多い。

需要のある特産果実の産地を維持していくため、水田の畑地化を推進し、ほ場条件の良い水田を有効活用することで、生産性及び品質の向上等を図り、産地の維持・拡大に繋げていく。

当市では、水稻と大豆を組合わせたブロックローテーション体系が構築された地域が少なく浸透していないため、ブロックローテーションが可能な地域においては、体系の構築を推進していく。

また、水稻（水張り）を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、今後も水稻作に活用される見込みがないか等の点検を行い、地域の実状に応じて畑地化支援を活用した畑地化の取組を進めていく。

4 作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

ア 家庭用米

トキと共生する生物多様性農業の取組みと併せ、引き続き「佐渡米品質向上プロジェクト」を佐渡市の重点事業と位置づけ、高品質・良食味米生産を軸とするとともに、国際水準GAP認証取得なども推進し、多様な需要に応じた売れる米づくりを行う産地を確立する。

イ 業務用米

近年、多発する異常気象に対応し、安定した収量・品質を確保するために、早生品種を中心に多様な品種の作付を推進し、実需者のニーズに対応した生産、持続可能な営農体制の構築を図る。

（２）備蓄米

水稻施設・機械等を利用でき、水稻農家の生産意欲の維持にもつながることから、備蓄米の取り組みを有効に活用し、備蓄米による安定的な所得確保に向けた取組を推進する。

（３）非主食用米

ア 飼料用米

産地交付金を活用して、低コスト技術や収量向上技術の導入等の支援を推進するとともに、共同乾燥調製施設利用や規模拡大を推進することで生産コストの低減による農家所得の向上を図る。

また、家畜排泄物を利用した堆肥の活用による資源循環の取組を推進する体制を整備し、耕種農家と畜産農家との連携を推進することで収量の向上と品質の安定化

を目指す。

イ 米粉用米

地域での米粉加工事業が拡大し、全国的にも米粉の需要も高まっていることから、収量向上に取り組む農業者を支援し、共同乾燥調製施設利用や規模拡大を推進することで、生産コストの低減の取組を支援することで、農業経営の安定化と需要の見込まれる地域内の流通量の確保を図る。

ウ 新市場開拓用米

輸出用米については、県内の主たる輸出事業者の集荷目標を下回っている状況であることから、新市場開拓用米を対象に、生産者やＪＡ等の関係者にも働きかけ、安定的な供給体制の構築を進めるとともに、需要拡大に向け、実需者とのマッチングを推進する。

エ ＷＣＳ用稲

大型和牛繁殖施設が完成し、計画的な増頭が進んでいることで、ＷＣＳ用稲の作付けを推進していくとともに、畜産農家と耕種農家及び関係機関の連携により、コントラクターの組織化が実現し、その作業の効率化が図られた。

今後も産地交付金を活用して、コントラクターの利用率 100%を維持し、更なる生産機能の高度化を推進することで、粗飼料の島内生産量の確保と安定的な供給体制を構築する。

また、家畜排泄物を利用した堆肥の活用による資源循環の取組を推進することで、収量の向上と品質の安定化を目指す。

オ 加工用米

主食用米の作付とともに、水田の機能を保つため加工用米を最大限に活用することとし、需要に応じた米生産を図るとともに、効率的な生産体制を整備するため、共同乾燥調製施設利用や規模拡大を推進するとともに、低コスト生産の取組を推進することで、需要に応じた米生産の安定化を図る。

(4) 大豆、飼料作物

大豆については、需要が見込まれるため、多収品種の作付を推進するとともに、収量を高めるための技術に取り組む農家に対して支援することで、生産・販売量の拡大を推進する。

飼料作物については、大型和牛繁殖施設の計画的な増頭が進んでいることで、安全・安心な佐渡和牛・乳牛の育成によるブランド化を推進するため、担い手や地域内流通の取組及び作業の集約を支援し、水田における粗飼料生産の拡大と島内における自給体制の整備を図る。

また、地域の貴重な資源を活用しつつ収量及び品質の向上を図るため、家畜排泄物を利用した堆肥の活用による資源循環の取組を推進する。

(5) そば

そばについては、気象条件による影響を受けやすく安定生産が課題となっているが、中山間地域で作付けする作物としては有効であることから作付の拡大を推進する。

(6) 地力増進作物

今後、有機農業や高収益作物等への転換に向けた土づくり体系を構築し、有機農業等の生産拡大を図る。

(7) 高収益作物

野菜については、作付面積が一定程度確保されているにもかかわらず出荷・販売に結びつく取組が少ないことから、地産地消による自給率の向上を中心として、販路を確実に結びつけることで、園芸品目の作付拡大を目指している。米の作付だけではなく、野菜等園芸作物との複合経営、また、WCS用稲や飼料用米収穫後の未利用の農用地を有効活用するため野菜の二毛作を推進し農家所得の向上を図る。需要に応じた振興品目を特定して作付けを推進するとともに露地栽培から安定生産につながる施設園芸への転換を推進する。

種苗類については、農家の所得向上を図るため、産地交付金を活用して、生産の拡大を推進する。

果樹については、技術の高位平準化による高品質化栽培に取り組み、特産果実としての生産・販売を組織的に推進する。また、複合営農化により農家の所得確保と担い手の育成を図るため、柿、ルレクチェに加え、みかん、りんご、おうとう、うめなど高収益が見込まれる品目を追加することで生産規模の拡大と品質の向上を図る体制を構築し、ブランド化を推進する。

花きについては、岩ユリや盆花等、産地交付金を活用して生産の拡大を推進する。

その他穀類・豆類については、生産量が少なく地域で消費される量に追い付いていない状況にあることから作付けを推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	5,013	0	5,008	0	5,000	0
備蓄米	277	0	228	0	200	0
飼料用米	197	0	189	0	170	0
米粉用米	4	0	3	0	3	0
新市場開拓用米	13	0	18	0	25	0
WCS用稲	171	0	186	0	200	0
加工用米	40	0	28	0	45	0
麦	8	0	8	0	10	0
大豆	42	0	40	0	50	0
飼料作物	65	0	66	0	67	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	43	0	41	0	40	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	38	0	42	0	45	0
・野菜	28	0	31	0	32	0
・花き・花木	3	0	3	0	4	0
・果樹	4	0	4	0	5	0
・その他の高収益作物	3	0	4	0	4	0
その他	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
畑地化	7	0	4	0	3	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目 標	前年度（実績）	目 標 値
1	種苗類 （採種）	作付拡大支援 （地域振興作物）	作付面積	（2023年度） （令和5年度）2.8	（2025年度） （令和8年度）3.2ha
2	野菜、花き・花木、果樹	作付拡大支援 （自給率向上作物）	作付面積	（令和5年度）25.2ha	（令和8年度）35ha
3	果樹 （柿、西洋なし、うめ、おうとう、いちじく、りんご、みかん、日本なし、ぶどう、ブルーベリー、もも）	作付拡大支援 （地域振興作物）	作付面積	（令和5年度）2.9ha	（令和8年度）4ha
4	WCS用稲	地域内流通助成	取組面積 コントラクター組織利用率	（令和5年度）168.2ha （令和5年度）98%	（令和8年度）200ha （令和8年度）100%
5	飼料用米 WCS用稲 飼料作物	耕畜連携助成 （資源循環）	堆肥施用面積 収量（飼料用米） 収量（WCS用稲） 収量（飼料作物）	（令和5年度）62.8ha （令和5年度）555kg/10a （令和5年度）4.4ロール/10a （令和5年度）1,962kg/10a	（令和8年度）75ha （令和8年度）680kg/10a （令和8年度）8ロール/10a （令和8年度）2,400kg/10a
6	加工用米 飼料用米 米粉用米	生産コスト低減助成 （共同乾燥調製施設利用）	導入面積 平均経営面積	（令和5年度）83.5ha （令和5年度）2.0ha	（令和8年度）95ha （令和8年度）2.3ha
7	加工用米	安定生産支援	作付面積	（令和5年度）37.2ha	（令和8年度）45ha
8	大豆	収量向上支援 （多収品種）	多収品種作付面積 多収品種収量	（令和5年度）26.6ha （令和5年度）10kg/10a	（令和8年度）27ha （令和8年度）200kg/10a
9	大豆	収量向上支援 （収量向上技術）	取組面積 収量	（令和5年度）35.4ha （令和5年度）14kg/10a	（令和8年度）37ha （令和8年度）160kg/10a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:新潟県

協議会名:佐渡市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	作付拡大支援(地域振興作物)	1	32,000(上限35,000)	種苗類(採種)	作付面積に応じて支援
2	作付拡大支援(自給率向上作物)	1	29,000(上限32,000)	野菜、花き・花木、果樹	作付面積に応じて支援(整理番号3以外の品目を対象とする)
3	作付拡大支援(地域振興作物)	1	46,000(上限50,000)	果樹(柿、西洋なし、うめ、おうとう、いちじく、りんご、みかん、日本なし、ぶどう、ブルーベリー、もも)	作付面積に応じて支援
4	地域内流通助成	1	2,000(上限2,000)	WCS用稲	コントラクター組織を利用、生産性向上の取組実施
5	耕畜連携助成(資源循環)	3	12,000(上限13,000)	飼料用米、WCS用稲、飼料作物	市内の家畜の排泄物から生産された堆肥を散布
6	生産コスト低減助成(共同乾燥調製施設利用)	1	4,000(上限4,000)	加工用米、米粉用米、飼料用米	共同乾燥調製施設を利用
7	安定生産支援(加工用米)	1	5,000(上限6,000)	加工用米	低コスト生産の取組を2つ以上又は令和4年産、令和5年産又は令和6年産～3年以上の複数年契約
8	収量向上支援(多収品種)	1	10,000(上限11,000)	大豆	多収品種(里のほほえみ)の導入
9	収量向上支援(収量向上技術)	1	16,000(上限18,000)	大豆	排水対策等の実施

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。